

公益社団法人 八雲地方法人会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人八雲地方法人会（以下「本会」という。）の定款第7条の規定に基づき、本会の会費納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 正会員及び賛助会員は、下記の会費（年間の会費額）を納入しなければならない。

会員種別	年会費	月額
正会員	6,000 円	500 円
系列法人	600 円	50 円
個人	6,000 円	500 円
賛助会員	6,000 円	500 円

- 2 系列法人の判定は、代表者が同一人あるいは、会社所在地が同一の場合とする。
- 3 系列法人には総会の案内と研修会、説明会等の案内のみ送付する。
- 4 第1項の会費については、理事会が相当の事由があると認めるときには、これを免除することができる。

(会費の使途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

(会費の納期)

第4条 会費の納入は年1回とし、請求後3箇月以内に納入しなければならない。但し、新規会員は、入会時に納入するものとする。

- 2 会費の納入方法は、原則として事務局へ持参し納付する。
但し、持参を希望しない場合は、金融機関を利用しての振込みによることができる。

(中途入会の会費及び納期)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日属する月の翌月から年度末までの月数による。

- 2 前項の会費の納入は、請求書の到着後すみやかに納入するものとする。

(会費の滞納)

第6条 会員が定款第10条第1項第1号に該当すると判断した場合、一箇月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の承認を得て行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会の承認を得て別に定める
- 2 この規程は、公益社団法人八雲地方法人会設立の登記の日（平成24年4月1日）から、施行する。